

I 別紙 特別養護老人ホーム利用料

(1) 介護保険給付対象となるサービス等

(1日単位：円)

要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担 1割	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
自己負担 2割	1,304	1,440	1,586	1,724	1,858
自己負担 3割	1,956	2,160	2,379	2,586	2,787
外泊時費用 病院へ入院した場合または居宅等における外泊を行った場合に加算します。月6日限度とします。					1日につき 246単位
初期加算 入所した日から30日以内の期間と30日を超える入院後に再入所した場合に加算します。					1日につき 30単位
療養食加算 医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。					1食につき 6単位
日常生活継続支援加算 新規入所者のうち要介護4・5の割合が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であり、痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上の場合に加算します。					1日につき 46単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置した場合に加算します。					1日につき 22単位
看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算します。					1日につき 6単位
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ 夜間帯（午後10時～翌日の午前5時を含む16時間）の介護職員または看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。					1日につき 27単位
看取り介護加算（Ⅰ） 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながらその人らしい尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて45日を上限として加算します。					1日につき
	死亡日以前31日以上45日以下				72単位
	死亡日以前4日以上30日以下				144単位
	死亡日の前日及び前々日				680単位
	死亡日				1,580単位

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	加算率
基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。	8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	加算率
基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。	2.7%

< 高額介護サービス費の制度 >

月額37,200円（市町村民税世帯非課税者等は15,000円若しくは24,600円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2,006円
食費	1日あたり	1,392円
理容サービス	カット代、顔そり代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費	
複写物	1枚につき	10円
日常生活品	購入代金実費（おむつ代は除く）	
電化製品（テレビ等）	1件につき	1日 50円
居室明け渡し清算料金	下記表に記載	

※入院期間においても居住費はご負担いただきます。

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」の提示により次表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担段階	対象者	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万以下の方	1日につき 820円	1日につき 390円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段 階以外の方（課税年収が266万円未満の方等）	1日につき 1,310円	1日につき 650円
第4段階	上記以外の方	1日につき 2,006円	1日につき 1,392円

※居室明け渡し清算料金

契約者の介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1日あたりの料金	6,520円	7,200円	7,930円	8,620円	9,290円

II 別紙 短期入所利用料

(1) 介護保険給付対象となるサービス等

(1日単位：円)

介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,230	6,490	6,960	7,640	8,380	9,080	9,760
自己負担1割	523	649	696	764	838	908	976
自己負担2割	1,046	1,298	1,392	1,528	1,676	1,816	1,952
自己負担3割	1,569	1,947	2,088	2,292	2,514	2,724	2,925
送迎加算 送迎を行った場合に加算します。							片道につき 184単位
療養食加算 医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。							1食につき 8単位
サービス提供体制強化加算（I） 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置した場合に加算します。							1日につき 22単位
看護体制加算（I） 常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算します。 *介護予防での算定はありません。							1日につき 4単位
夜勤職員配置加算（II）イ 夜間帯（午後10時～翌日の午前5時を含む16時間）の介護職員 または看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。 *介護予防での算定はありません。							1日につき 18単位
緊急短期入所受入加算 利用者や家族の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活を受けることが必要と認めたものに対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（7日限度、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日限度）に加算します。*介護予防での算定はありません。							1日につき 90単位
長期利用者に対する短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用して いる場合に減算します。							1日につき -30単位
介護職員処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。							加算率 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。							加算率 2.7%

< 高額介護サービス費の制度 >

月額37,200円（市町村民税世帯非課税者等は15,000円若しくは24,600円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2,006円
食費	1日あたり	1,392円
理容サービス	カット代、顔そり代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費	
複写物	1枚につき	10円
日常生活品	購入代金実費（おむつ代は除く）	
電化製品（テレビ等）	1件につき	1日 50円

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」の提示により次表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担段階	対象者	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万以下の方	1日につき 820円	1日につき 390円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段 階以外の方（課税年収が266万円未満の方等）	1日につき 1,310円	1日につき 650円
第4段階	上記以外の方	1日につき 2,006円	1日につき 1,392円